

項 目	内 容
試験・検査・研究に使用するガラス器具類、再使用プラスチック器材類等の洗浄等	衛生研究所の試験・検査・研究業務に使用した試験管・ビーカー・フラスコ等を再使用するための洗浄、滅菌作業及び防塵処置作業等を委託する。
1 業務の対象物の範囲及び想定量	洗浄方法により生物系・化学系の2種類に大別される。 想定される洗浄対象器具の種類及び発生量は別表のとおり。
2 業務の履行場所	衛生研究所新棟(研究棟)2階洗浄室において洗浄作業を行う。
3 器具等の運搬	洗浄対象物の持ち込み、仕上り品の回収は、衛生研究所職員が行う。
4 洗浄日数	洗浄室への持ち込み日を含めて原則4日(衛生研究所の休業日を含まない)以内とする。
5 洗浄方法	標準的な作業方法を別図のとおり定める。 GLP対応等のため、別にSOP(標準作業書)の定めがある場合はそれにより実施する。
6 洗浄後のガラス器具への栓つけ(すり合せ器具)、防塵作業等	共栓器具類の栓つけ、蓋無し器具等への防塵処置を行う。
7 精製水・精製イオン交換水及び氷の製造・供給	洗浄に必要な精製水(製造能力200L/時)及び試験・検査・研究業務に使用する精製イオン交換水・及び氷(クラッシュアイス・製造能力50kg/日)の製造・供給を行う。 *精製水:逆浸透(RO)法により精製された水 *精製イオン交換水:精製水をさらにイオン交換器を通過させることにより精製された水
8 使い捨てポリ器材類の処置	実験室で一次滅菌後排出された、滅菌廃棄用袋(バイオハザードバッグ)は、二次滅菌または再溶解後に培地類を排出し、衛生研究所敷地内の所定の廃棄物保管場所に集積する。
9 作業時間の範囲  (緊急時の対応)	原則として月～金曜日(祝祭日を除く)の8:00～19:00の範囲において、洗浄作業等を行う。  食中毒の発生等、緊急に対応が必要な場合は時間外作業を実施する。
10 洗浄作業等に必要な機械器具、消耗品等	洗浄作業等に使用する機械器具及び消耗品等は事業者の持ち込みとする。
11 安全性の確保(環境基準等)	作業にあたっては、入札公告時までに示す、神奈川県衛生研究所環境安全管理規程等の概要案を遵守し、環境保全に努める。

集中洗浄を希望する器具の種類及び数量（化学系）

別表1

A：（精密容量器具）精密な容量測定を行う器具

種類	(器具の容量 ml)	数量(最大量)	
		個/日	個/週
メスシリンダー	(2000, 1000, 500, <u>200, 100, 50, 25, 10</u> )	6 0 ( 80)	3 0 0 (350)
共栓メスシリンダー	(2000, 1000, 500, <u>200, 100, 50</u> )	3 0 ( 40)	1 2 0 (150)
メスフラスコ	(1000, 500, 250, <u>200, 100, 50, 25, 20, 10, 5</u> )	1 5 0 (200)	4 0 0 (450)
メスピペット	(25, 20, <u>10, 5, 2, 1, 0.5</u> )	2 1 0 (300)	5 9 0 (850)
ホールピペット	(100, 50, 25, <u>20, 15, 10, 9, 8, 7, 6, 5, 4, 3, 2, 1, 0.5</u> )	9 0 (120)	2 1 0 (300)
ビュレット	(50, 25, 10)	1 3 ( 13)	3 0 ( 40)
その他		4 0 ( 50)	1 5 0 (200)

注) ブラシ不可、加熱不可、長時間アルカリ液浸漬不可

B：（一般器具）

種類	(器具の容量 ml)	数量(最大数)	
		個/日	個/週
三角フラスコ	(2000, 1000, 500, <u>300, 200, 100, 50</u> )	9 0 (120)	4 5 0 (600)
* 共栓三角フラスコ	(1000, 500, <u>300, 200, 100, 50, 25</u> )	8 0 (100)	4 0 0 (500)
ビーカー	(1000, 500, <u>300, 200, 100, 50, 30, 20</u> )	9 0 (120)	4 5 0 (600)
* ナス型フラスコ	(1000, 500, <u>300, 200, 100, 50, 25, 20</u> )	9 0 (120)	4 5 0 (600)
* 分液ロート	(2000, 1000, <u>500, 300, 200, 100, 50, 25</u> )	6 0 ( 70)	3 0 0 (350)
試験管	(100, 50, 30, <u>20, 10, 5</u> )	1 6 0 (200)	5 0 0 (600)
* 共栓試験管	(50, 25, <u>20, 10, 5</u> )	1 2 0 (160)	5 0 0 (600)
ロート	(大, 中, 小)	6 0 ( 70)	3 0 0 (350)
シャーレ		1 5 ( 20)	7 0 (100)
試薬ビン	(5000, 2000, <u>1000, 500, 200, 100</u> )	5 0 ( 60)	1 8 0 (200)
遠沈管	(250, 100, 85, <u>50, 20, 10, 3</u> )	5 0 ( 60)	2 0 0 (250)
* 共栓遠沈管	(100, 50, 10)	5 0 ( 80)	2 0 0 (250)
* クロマト管	(大, 中, 小)	2 5 ( 30)	1 2 0 (150)
注射筒	(20, 10, 5, 2, 1, 0.5)	1 0 0 (130)	1 5 0 (180)
* 比色管	(100, 50)	4 0 (60)	1 2 0 (150)
葉さじ	(大, 中, 小)	8 0 (100)	4 0 0 (500)
駒込ピペット	(10, 5, 3, 2, 1)	8 0 (100)	4 0 0 (500)
* トラップ球		1 2 ( 15)	6 0 ( 70)
* ガラス皿, 秤量瓶	(10, 5)	8 0 (100)	3 0 0 (350)
るつぼ, 蒸発皿	(50, 30)	3 0 ( 35)	4 0 ( 50)
厚手器具 (乳鉢, 展開槽)		1 6 ( 20)	7 0 ( 80)
* 連結管		1 5 ( 20)	8 0 (100)
* 特殊フラスコ	(1000, 500, 200)	1 5 ( 20)	7 0 ( 80)
プラスチック瓶	(200, 100, 50)	2 0 ( 30)	8 0 (100)
* プラスチックセル		2 1 0 (300)	8 0 0 (900)
その他		4 0 ( 50)	2 0 0 (300)

注) \*印は摺合わせ部位等のブラシ掛け不可

C：(特殊器具) 大型あるいは複雑なもの

種類 (器具の容量 ml)	数 量	
	個/日	個/週
亜硫酸分析装置 (コンウェイ分析装置)		1
亜硫酸分析装置 (ランキン蒸留・補修装置)		1
水蒸気蒸留装置	3	15
精油滴定装置	3	15
脂肪抽出装置	1	1
ヒ素分析装置	2	10
冷却管 (蛇管)	5	5
冷却管 (リビット)	5	5
ソックス-抽出機	5	5
その他	2	5

(注：化学系共通)

\_\_\_\_\_ は特に多いものを示す。  
A, B, Cの区分毎に、別図の洗浄区分に従い洗浄を行う。

集中洗浄を希望する器具の種類及び数量 (生物系)

別表2

	① シャーレ	② 試験管類	③ キャップ	④ ピン	⑤ プレート
日平均	225	458	424	18	7
週平均	1125	2290	2120	90	35
日最大量	1120	2300	3038	41	87

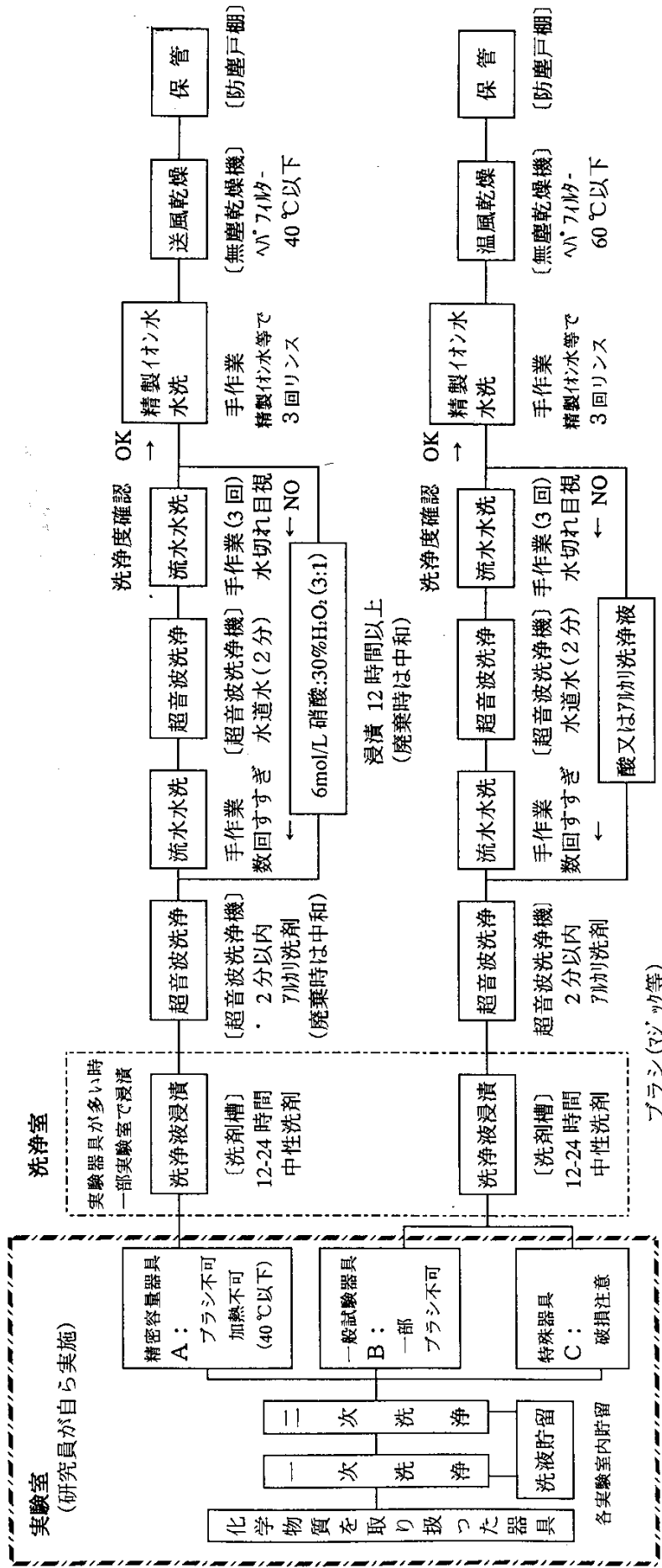
	⑥ フラスコ	⑦ ピペット	⑧ ガラス板	⑨ ビーカー	⑩ 分解チューブ
日平均	17	132	23	2	1
週平均	85	660	115	10	5
日最大量	369	953	260	55	9

	⑪ ポリピン	⑫ 遠沈管	⑬ タオル	⑭ クレーギ一管 ダーラム管	⑮ 採便管
日平均	3	2	2	9	2
週平均	15	10	10	45	10
日最大量	30	32	22	148	54

	⑯ チップ スピッツ	⑰ ロート	⑱ ガラス棒 コンラージ棒	⑲ ゴム栓	⑳ ポリシャーレ	合計
日平均	4	2	1	20	250	1602
週平均	20	10	5	100	1250	8010
日最大量	152	43	30	2000	1080	11823

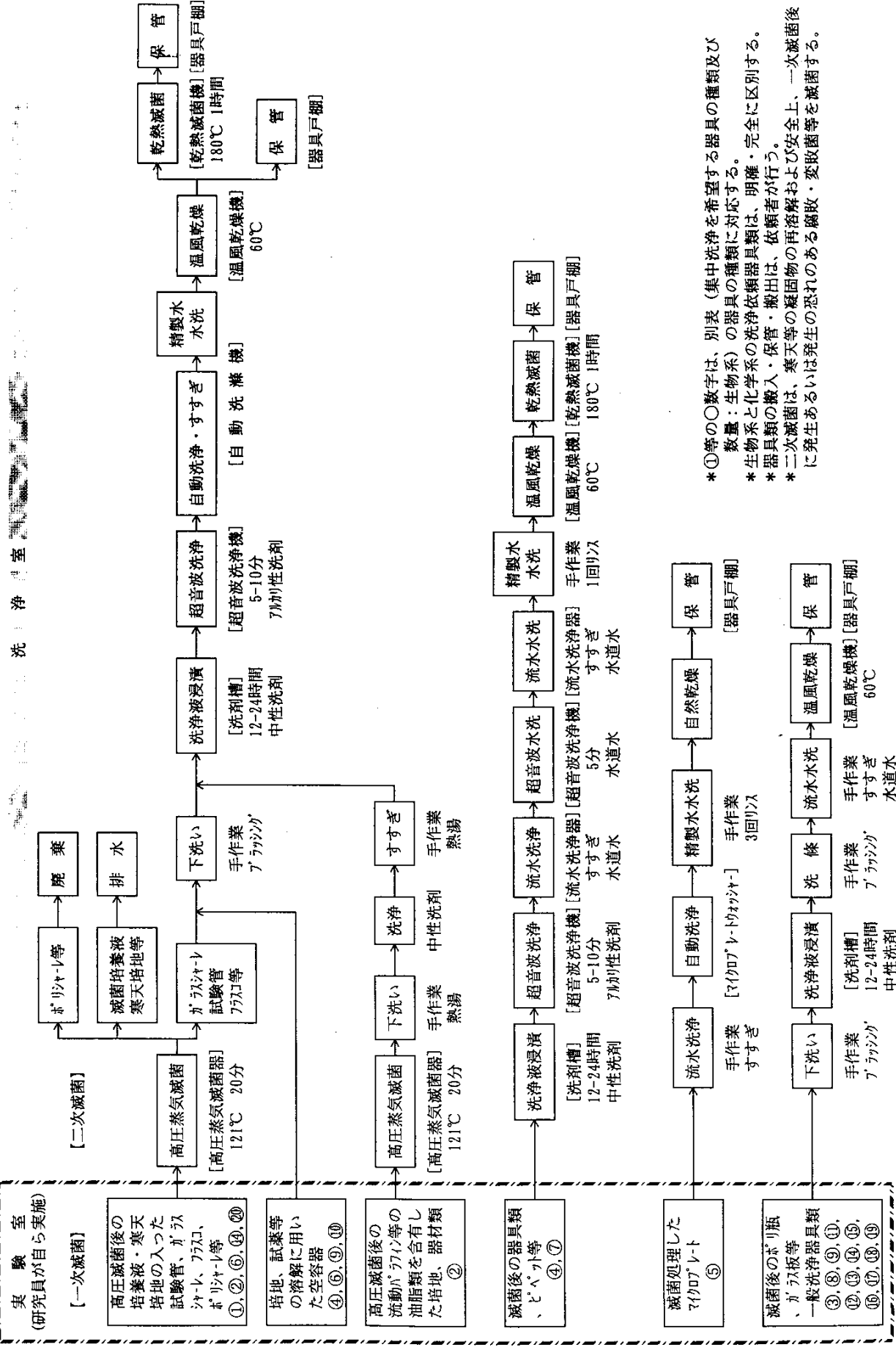
\*①～⑳の区分毎に、別図の洗浄区分に従い洗浄を行う。

化学系器具の洗浄方法（洗浄フロー）



OK → 洗浄度確認

- 洗浄室への器具の搬入・保管・搬出：依頼者が行う
- 日常洗浄度確認：目視で水切れ(油膜等)確認
- 定期洗浄度確認：年に3回, TOC(トータルカーボンは)等で確認
- 流水は水道水
- 生物系と化学系の依頼器具は明確に区別すること
- 依頼器具の洗浄は搬入日も含め4日以内に終了する
- 洗浄器具が多く洗浄液浸漬槽に入りきらない時一部実験室で浸漬を行う



\* ①等の○数字は、別表（集中洗浄を希望する器具の種類及び数量：生物系）の器具の種類に対応する。  
 \* 生物系と化学系の洗浄依頼器具類は、明確・完全に区別する。  
 \* 器具類の搬入・保管・搬出は、依頼者が行う。  
 \* 二次滅菌は、寒天等の凝固物の再溶解および安全上、一次滅菌後に発生あるいは発生する恐れのある腐敗・変敗菌等を滅菌する。

研究支援業務 要求水準書（案） (2)自動車運転等業務

項 目	内 容
調査研究，試験検査，事務連絡等に関する運転業務	サンプリング，検体・試料の運搬，事務連絡等の業務に従事する職員の輸送，及び業務補助，検体運搬等を行う。
1 業務の対象の範囲及び想定量	<p>サンプリング業務：衛生研究所職員及び機材の目的地までの往復，サンプリング作業の補助を行う。</p> <p>検体運搬：保健福祉事務所間の巡回による検体収集，国立研究機関等への検体運搬等を行う。</p> <p>事務連絡等：事務連絡，給与等の運搬等のために県庁，銀行等への職員の輸送等を行う。</p> <p>想定回数・走行距離は，別紙のとおり。現衛研では，運転員2名で，月当たり平均，延べ38回稼働。</p>
2 運転業務の需要への対応	<p>サンプリング業務及び検体運搬業務は，使用日の前々日までに提出された運転計画に沿って車両及び運転員を配置する。</p> <p>食中毒，事故等に伴う緊急のサンプリング業務及び緊急を要する事務連絡等に関しては運転計画とは別に対応する。</p>
3 業務の履行場所の範囲	原則として神奈川県及び東京都内とする。
4 標準的な作業方法	<p>サンプリング業務補助は，予め提示する作業要領により，同乗する衛生研究所職員の指示に従い実施する。</p> <p>検体運搬業務は，作業要領に従い実施する。</p>
5 作業時間の範囲 (緊急時の対応)	<p>運転等業務は，平日の8:30から17:00までの時間内での実施を原則とする。</p> <p>食中毒の発生等，緊急に対応が必要な場合は時間外においても業務を依頼することがある。</p>
6 車両の種類・運転員等	<p>別紙に示す試料等が運搬可能な，車両を事業者で複数台用意する。</p> <p>また，事務連絡等に用いる車両はセダンタイプの車両でも良い。</p> <p>車両及び運転員は固定していなくてもよいが，使用する車両及び運転員の名簿を予め衛生研究所長に提出する。</p>
7 車両の保有・運行等に要する費用の負担	車両は事業者または事業者が指定する者の所有とし，車両の取得費等及び保有，維持管理に要する費用は事業者の負担とする。
8 車の運行に要する費用の負担	車両の燃料費は，維持管理に要する費用とする。ただし，有料道路通行料金は県の負担とし別途精算する。
9 スタッフの要件	事業者において当業務に対応するマニュアルを作成し，習熟した者を当業務に従事させること。

別紙 ②自動車運転等業務 想定回数・走行距離等

1 平成8年度～10年度の運転実績（小型四輪貨物自動車を使用）

年度	車両	稼働日数	走行距離
平成8年度	車両①	313日	18,524km
	車両②	221日	9,859km
	車両③	142日	5,718km
平成9年度	車両①	197日	15,618km
	車両②	173日	15,541km
平成10年度	車両①	181日	14,585km
	車両②	156日	13,700km

2 1月あたり 運転回数及び用務地の想定

用務地	用務内容	同乗者有り	同乗者無し
県庁	会議送迎・書類提出	5	1
横浜銀行	給与受取り・手数料等	5	1
小田原保健福祉事務所	サンプリング	3	0
藤沢保健福祉事務所	サンプリング	2	0
鎌倉保健福祉事務所	サンプリング	3	0
逗子	サンプリング	1	0
箱根	サンプリング	2	1
武山	サンプリング	1	0
三崎	サンプリング	1	0
酒匂川	サンプリング	1	0
相模川	サンプリング	1	0
多摩川	サンプリング	1	0
津久井湖	サンプリング	1	0
4保健福祉事務所 ※1	検体運搬	1	1
5保健福祉事務所 ※2	検体運搬	1	0
食肉衛生検査所	検体運搬	2	2
合 計		31	6

※1 小田原・厚木・茅ヶ崎・藤沢保健福祉事務所

※2 小田原・藤沢・足柄上・秦野・津久井保健福祉事務所

3 車両積載量の例

① サンプリング採取業務

例	積載容器等	内容物	外寸(W×D×H・cm)	重さ(kg)
1	コンテナ（ポリバケツ）	海水	42×68×43	62
	コンテナ（ポリバケツ）	海水	44×52×43	22
	コンテナ（タッパ）	海底堆積物	42×68×16	20
	コンテナ（ビニール袋）	ワカメ	44×52×22	25
	バケツ	長靴等	30×30×39	3
	たらい（採泥機）	エクマンバージ	42×42×34	10
2	コンテナ（ポリバケツ）	原水	42×68×43	60
	コンテナ（ポリバケツ）	原水	42×68×43	60
	バケツ	pH計、GPS計など	30×30×39	2
3	コンテナ（ポリ瓶等）	処理水、汚泥など	50×80×120	50
	自動採泥機ボックス	自動採泥機	80×80×100	50
	コンテナ（採水用具等）	ポンプ、ひしゃくなど	120×80×50	10
4	採水箱（ガラス瓶）	水道原水、浄水	45×45×35	18×9箱
5	クーラーボックス	河川水、下水など	62×36×38	24×2箱
	採水道具一式		50×50×30	2
6	段ボール箱（コンテナ入り）	河川水等（車内温度上昇防止対策を施し搬送）	25×25×23	10×20箱

② 検体運搬業務

例	積載容器等	内容物	外寸(W×D×H・cm)	重さ(kg)
1	プラスチック容器	豚血液〈プラスチックボトル〉(要転倒防止策)	56×40×33	8
2	クーラーボックス	患者検体〈プラスチック容器、ガラス試験管〉(冷凍、要転倒防止策)	65×30×43	10
3	段ボール箱	有精卵(ラック入り) (要転倒防止策)	31×27×27	3



研究支援業務 要求水準書 (案) (3)放射線取扱施設保守管理業務-1

項 目	内 容																						
1 放射線取扱施設保守管理業務の範囲	実験棟に設置する放射線取扱施設（以下「R I 施設」という。）及びR I 装備機器にかかる測定業務、廃棄物管理業務、R I 購入手続補助業務、保守管理業務等を実施する。																						
2 放射線取扱施設の範囲	<p>実験棟1階のR I 関係諸室。</p> <table border="0"> <tr> <td>R I 管理室</td> <td>20.7m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>汚染検査室</td> <td>17.0m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>除染室</td> <td>3.4m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>廃棄作業室</td> <td>7.2m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>貯蔵室</td> <td>11.7m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>廃棄物保管庫</td> <td>29.7m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>化学系実験室</td> <td>49.9m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>測定室</td> <td>16.5m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>暗室</td> <td>7.2m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>生物系実験室</td> <td>47.5m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>恒温実験室</td> <td>23.8m<sup>2</sup></td> </tr> </table>	R I 管理室	20.7m <sup>2</sup>	汚染検査室	17.0m <sup>2</sup>	除染室	3.4m <sup>2</sup>	廃棄作業室	7.2m <sup>2</sup>	貯蔵室	11.7m <sup>2</sup>	廃棄物保管庫	29.7m <sup>2</sup>	化学系実験室	49.9m <sup>2</sup>	測定室	16.5m <sup>2</sup>	暗室	7.2m <sup>2</sup>	生物系実験室	47.5m <sup>2</sup>	恒温実験室	23.8m <sup>2</sup>
R I 管理室	20.7m <sup>2</sup>																						
汚染検査室	17.0m <sup>2</sup>																						
除染室	3.4m <sup>2</sup>																						
廃棄作業室	7.2m <sup>2</sup>																						
貯蔵室	11.7m <sup>2</sup>																						
廃棄物保管庫	29.7m <sup>2</sup>																						
化学系実験室	49.9m <sup>2</sup>																						
測定室	16.5m <sup>2</sup>																						
暗室	7.2m <sup>2</sup>																						
生物系実験室	47.5m <sup>2</sup>																						
恒温実験室	23.8m <sup>2</sup>																						
3 管理業務																							
(1) 放射線障害防止法に基づく測定	放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下、「放射線障害防止法」という。）第20条第1項に基づく測定の実施。																						
ア 表面汚染密度測定	<p>測定回数 1回/月</p> <p>測定地点 13地点</p> <p>採取方法 スミヤ法</p> <p>測定方法 GM測定装置</p> <p>報 告 報告書は測定後1ヶ月以内に提出する。</p>																						
イ 空間線量当量率測定	<p>測定回数 1回/月</p> <p>測定地点 15地点</p> <p>測定方法 サーベイメータ</p> <p>報 告 報告書は測定後1ヶ月以内に提出する。</p>																						
ウ 排水中放射能測定	<p>測定回数 排水の都度</p> <p>測定地点 1地点</p> <p>測定方法 液体シンチレーションカウンタまたはガンマ線スペクトロメータ</p> <p>報 告 報告書は測定後1ヶ月以内に提出する。</p>																						
(2) 被爆線量当量管理業務	放射線障害防止法第20条第2項に基づく個人被爆線量管理。																						
(3) 放射性有機廃液焼却業務	<p>作業回数 1回/3ヶ月（1回あたり5㍑）</p> <p>作業内容 事前濃度測定、焼却時の廃液調査、焼却装置の運転、運転後の後処理</p>																						
(4) 放射線取扱廃棄物詰め替え業務	R I 廃棄物を日本アイソトープ協会指定のドラム缶に分別・収納 作業回数 1回/6ヶ月																						
(5) R I 廃棄物管理業務	<p>廃棄物の管理、集荷に伴う連絡事務、事務処理</p> <p>作業回数 1回/月</p> <p>作業内容 廃棄物の仕分け、梱包</p>																						
(6) 使用済み動物の乾燥業務	<p>作業回数 1回/2ヶ月（2kg/月）</p> <p>作業内容 冷凍動物の大きさ測定、乾燥処理、梱包、ドラム缶への収納</p>																						
(7) 放射線管理状況報告書作成補助業務	<p>科学技術庁へ報告する放射線管理状況報告書作成</p> <p>作業回数 1回/6ヶ月</p>																						

項 目	内 容
(8) R I 購入手続き補助業務	<p>作業内容 ・施設点検の実施状況のとりまとめ ・年間放射性同位元素等の保管の状況、年間の放射線業務従事者の数、個人実効線量当量を、指定用紙へ記入</p> <p>作業回数 2回/月</p> <p>作業内容 購入核種の核種と数量の確認、管理番号の登録</p>
(9) 各種帳票の記録補助業務	<p>放射線障害防止法第25条及び同施行規則第24条に基づく、日常的な放射線取扱施設管理等に関する業務</p> <p>作業内容 日常的な放射線取扱施設の管理 放射性同位元素の使用、保管、廃棄 個人被曝線量当量の記録 管理区域立入者記録等の帳票管理 搬出入に伴う機器の汚染検査 立入検査等に対する書類作成 施設管理に関する資料、書類の作成</p>
4 自主点検業務	<p>放射線障害防止法第21条により、「神奈川県衛生研究所環境安全管理規程」に定めた定期点検の実施及び報告書作成</p> <p>点検回数 1回/6ヶ月</p> <p>報 告 報告書は1ヶ月以内に提出する。</p>
5 放射性排気処理交換業務	<p>適切な気風量維持のための点検、交換</p> <p>作業回数 1回/2ヶ月(フィルター交換は1回/3年)</p> <p>作業内容 排気ユニット回り養生、プレフィルター・HEPAフィルター交換、梱包し所定の場所に保管</p>
6 設備機器維持管理業務 (1) 入退室管理機器	<p>放射線取扱施設内の機器につき、維持管理を行う。</p> <p>対象機器 入退室モニタ</p> <p>点検回数 1回/月</p> <p>点検内容 動作確認</p>
(2) 各種モニター	<p>対象機器 排水、排気、エリア、ハンドフットクロスモニタ</p> <p>点検回数 1回/月</p> <p>点検内容 動作確認</p>
(3) 放射性有機廃液焼却装置定期点検 (備品として購入予定)	<p>対象機器 放射性有機廃棄物処理装置</p> <p>点検回数 1回/3ヶ月</p> <p>点検内容 動作確認</p>
(4) 放射性動物乾燥装置定期点検	<p>対象機器 放射性動物乾燥装置</p> <p>点検回数 1回/月</p> <p>点検内容 動作確認</p>
(5) 排水設備運転、維持管理	<p>対象機器 排水処理設備一式</p> <p>点検回数 1回/3ヶ月</p> <p>点検内容 動作確認</p>

項 目	内 容
7 労働安全衛生法等に基づく測定	<p>労働安全衛生法第65条及び放射線障害防止規則第53, 54, 55条により1月以内ごとに1回の放射性物質濃度測定を行う。</p> <p>測定項目 空气中放射性物質濃度</p> <p>測定回数 1回/月</p> <p>測定地点 2地点</p> <p>採取方法 エアサンプラー</p> <p>測定方法 液体シンチレーションカウンタまたはガンマ線スペクトロメータ</p> <p>報 告 報告書は1ヶ月以内に提出する。</p>